論　説

試練に立つ立憲主義？
―2011年ハンガリー新憲法の「衝撃」（２・完）

水島朝穂
佐藤史人

1　はじめに
2　ハンガリーにおける憲法体制の史的展開
3　「反立憲主義」的憲法としての基本法！？（以上、46巻３号）
4　新憲法の歴史的位相（以下，本号）
5　結びにかえて
資料　ハンガリー国基本法（翻訳）

4　新憲法の歴史的位相

第１節　ポスト共産主義時代の「プーチン化」現象

前章において我々は，2010年ハンガリー国会選挙の所産としての2011年憲法の内容を概観した。その基本的特質は，共和主義的エートスとの断絶にあり，そのことは主権主体としてエスニック・ネイションが措定されるとともに，人権の領域において，個人が民族および共同体の劣位に置かれ，個人の自己決定が大幅に制約されるという点に現れていた。また，統治機構の基本的なフレームは維持されつつも，自由主義および民主主義を担保すべき諸制度の権威は掘り崩され，権力分立のバランスは執行権へと

著しく傾斜するに至った。

2010年以降，欧米のメディアでは，上記の基本法の制定を含むハンガリーの一連の事態を表現するのに，「プーチン化」（Putinization）という表現を用いることがある。例えば，ワシントンポスト紙は，FIDESZ 政権が，最高裁判所や中央銀行といった自分たちのコントロールの及ばない機関に攻撃を仕掛け，プレスの自由について抑圧的なメディア法を採択したことを非難する文脈でこの言葉を使い(113)，エコノミスト誌も，「プーチン化」に，身内びいき，政治権力と経済的権力の融合，独立した制度の掘り崩しといった含意を持たせつつ，ハンガリーとウクライナをその実例として挙げている(114)。確かに「プーチン化」はメディアのバズワードにすぎないが(115)，東欧革命から20年を経たロシア・東欧地域の立憲主義，法治国家の現状を考えるうえでの手がかりとなる面がないわけではない。

この20年間，かつての東欧圏，特に現在では中欧と称される国々がヨーロッパへの「回帰」を果たした。2004年 5 月に旧東欧圏の 8 ヶ国が欧州連合に加盟し，西欧スタンダードの法整備が進んだため，もはやロシア・東欧法を均並みに語ることは困難にも思える(116)。しかし，基本法制定に伴うハンガリーの司法制度改革の変容からは，そうした分岐の傾向とは異なる側面が浮かび上がる。先に我々は，ハンガリーにおいて，憲法裁判所裁判官の定員，任期，長官の選出手続が変更され，通常裁判所においても訴

(113)　The Putinization of Hungary?, The Washington Post, 27 December 2010.

(114)　The Tasks undone, The Economist, 16 December 2010.

(115)　「プーチン化」という非難は，ハンガリーの政権担当者によって，グルジア領の一部を事実上併合し，多くのジャーナリストが暗殺されるロシアとハンガリーとの質的違いを衝かれるなど，概念としての荒さが目立つ。A new journalistic cliché : Is Hungary becoming Putinised?, The Economist, 28 December 2010.

(116)　鈴木輝二は，現代の中東欧法とロシア法を旧社会主義法研究の延長上にとらえて同類のタイプの体制移行の法体制として検討することの問題性を指摘する。参照，鈴木輝二『EU への道―中東欧における近代法の形成』（尚学社，2004年）52，349頁。

訟法の定める土地管轄を逸脱する形で裁判所に事件処理を委ねることが可能になったことを確認したが，体制転換後のロシアには，程度の差こそあれ，ハンガリーの現状を先取りしてきた面がある。政治部門の都合に基づく憲法裁判所の定員，任期の変更は，93年9月から10月にかけてのエリツィン・クーデタにともなう94年のロシア連邦憲法裁判所の改組の際に実施されており，2009年には当時のメドヴェージェフ大統領の発議によって，長官の選出手続が，裁判官内の互選から大統領の提案に基づく上院の任命へと変更された結果，長官の地位は政治部門により強く依存するようになった(117)。また，通常裁判所についても，ロシアの場合，政治部門にとって重要な事件の結果は，裁判所の所長が個々の裁判官への事件の配分に強い影響力を行使することで「保証」されている(118)。

このように，ハンガリー基本法は部分的にロシアと共通する問題点を抱えており，「プーチン化」現象は，東中欧法が「ポスト体制転換期」という地平を脱し切れず，従って，旧社会主義圏という地域設定にもいまだ法学上の有用性があることを示唆する。もっとも，「プーチン化」はあくまで現象面を捉えた表現にすぎないため，同概念から中東欧地域の事態を説明する論理を引き出すことはできない。また，「プーチン化」という表現には，中東欧のバックラッシュをロシア・東欧圏に限定された事象とみなして，西欧から区別しようとするニュアンスも感じられる。例えば，「プーチン化」を論じた先述のエコノミスト誌は，東欧圏におけるバックラッシュの原因として，①EU加盟後に政治・経済改革のテンポが弛緩したこと，②世界におけるアメリカの優越的地位の喪失と経済危機により西欧モデルに従うという理念が色褪せたこと，の2点を挙げつつ，全体としては「共産主義のあらゆる損害から回復するために，より多くの努力が必要だ」

(117)　参照，小森田秋夫，佐藤史人「ロシア連邦憲法裁判所の判決―2010年」法律時報83巻5号（2011年）。

(118)　小森田秋夫「ロシアにおける裁判の独立」社会体制と法8号（2007年）15頁。

との診断を下している。病理の根源が共産主義体制にあり，西側の出した処方箋は正しかったが，患者が薬をしかるべく服用しなかったという右の認識に従うならば，「投票箱革命」のインパクトも，旧東欧圏に限定され，一般化して教訓を引き出すべき問題ではないようにみえる。はたして，右の主張は，ハンガリーにおける立憲民主主義の危機を正しく認識しているのだろうか。この点を考えるにあたり，我々は東欧革命の一翼を担ったかつての異論派達の議論に耳を傾けてみたい。

第 2 節　東欧革命とリベラル派の「誤謬」

かつての民主的反対派の中心人物で，政治哲学者のキシュ・ヤーノシュは，89年憲法から基本法への転換を分析した際に，その背景を以下の 3 点によって説明した。

第 1 は，89年憲法が，内容上は規範的正当性を有しながら，手続上はその正当性に問題を抱えるという矛盾である(119)。東欧革命では，一般的に，2 段階の憲法改革を通じた体制転換が予定されていた。体制転換の媒介項となった円卓会議には民主的正当性が欠けるため，円卓会議の合意に基づく憲法改正は，自由選挙の条件整備にその任務が限定され（第 1 段階），自由選挙に基づいて制憲議会が組織された段階（第 2 段階）においてはじめて，新憲法が制定されるはずであった。しかし，ハンガリーは他の中東欧諸国と異なり，憲法改革の第 1 段階を徹底して行うことで，旧憲法を近代立憲主義のスタンダードに引き上げる一方，その後の自由選挙に基づく国会において同憲法に最終的な法的認証を与えることができず，第 2 段階のプロセスを未完のまま，放置してしまった。こうした憲法の手続上の弱点が，時間の経過と共に，憲法の権威を侵食し，憲法そのものへの攻撃を許すことになったというのである。

(119)　János Kis, Introduction : From the 1989 Constitution to the 2011 Fundamental Law, G. Tóth, ed., Constitution For a Disunited Nation : On Hungary's 2011 Fundamental Law, 2012, p. 8.

第2の要因は，2000年代中頃に進行した「ポピュリスト・バックラッシュ」である(120)。キシュによれば，90年代初頭には圧倒的多数の市民が，リベラルデモクラシーと資本主義的市場経済への期待を抱いていたが，2010年までに相当数の人が体制そのものに背を向け，多数派も体制の実効性に懐疑的になった。キシュは，かかるバックラッシュの原因をいくつか挙げているが，本稿の観点から注目されるのは，構造的失業の発生に象徴される「資本主義のショック」と，多国籍企業の急激な参入，国家のコントロールを超えたグローバルな金融・投資市場に無力な国内経済などがもたらした「グローバル化のショック」の2つある(121)。体制転換とその後の経済失政，国際金融危機とそれに伴う景気の悪化により広範な社会層が経済的損害を被るのと時を同じくして，それまでハンガリーでは周辺的な存在にすぎなかった反ユダヤ主義，反ロマ感情といった人種差別的な言説が公然化し，支配層への反感が，極右勢力を政治の前面に押し上げた。

第3は，右翼と左翼の「冷たい内戦」である(122)。右翼と左翼の両陣営は，20世紀以降のハンガリー政治を貫通した両者の対立を継承し，体制転換後のわずかな期間に二つの陣営に分化したが，両者は，互いを憲法という共通のルールに従うパートナーとして承認しなかった。戦間期の権威主義体制への批判的省察を欠く右翼と，秘密警察など社会主義体制期の負の遺産への反省を欠く左翼は，それぞれが相手の姿勢に自己弁護の理由を見出し，右翼は「左翼」を民族の敵とみなし，左翼は「右翼」を民主主義の敵とみなして，「冷たい内戦」を展開したのである。

キシュの描く構図によれば，89年憲法体制は，その出自における問題の故に権威が弱く，「ポピュリスト・バックラッシュ」と「冷たい内戦」と

(120)　Ibid, p. 11.

(121)　キシュは，上記の2要因のほかに，新たに登場した基本権の内容がハンガリー人を当惑させたという「基本権のショック」，新たな民主的制度が汚職などの病理に無力であったという「脆弱な制度化のショック」を挙げている。Ibid, p. 12.

(122)　Ibid, pp. 16-19.

いう二重の圧力に耐えられずに瓦解した(123)。基本法制定を促した以上の3要因のうち，第1の要因（法制度）と第3の要因（政治文化）は，ハンガリー固有の問題であるが，第2の要因（社会・経済関係）については，より一般的な問題を含んでいる。この第2の要因を本稿の関心に従って再構成すれば，次のように表現できよう。すなわち，東欧革命は，政治における民主化・法治国家化，経済における市場経済化を通じて，社会主義体制がもたらした社会的危機を克服し，市民に自由，民主主義と社会的公正を確保することを約束した。しかし，体制転換後に進められた種々の改革は，グローバル経済の奔流のなかで上記の期待を裏切り，結果として，市民のリベラルデモクラシーに対する信用を著しく傷つけることになった，というものである。

キシュと同様，かつては著名な異論派の1人であり，体制転換時にリベラリズムにコミットしていた左翼系哲学者のタマーシュ・ガーシュパールも，この点に着目する。彼は1988年以降の市民社会が花開く「美しい時代」に反体制運動に参加し，体制転換後は1994年までリベラル系政党の国会議員を務めるなど，東欧革命のまさに最前線に立っていた人物である。そうした過去をもつ彼は，体制転換に伴う構造的不況が発生したときに，立法府にいながら，その問題が移行期の産物にすぎないと考えて看過したことを，「わが人生の最大の誤りの一つ」として悔悟している。彼は，体制転換時の「多元主義的な政治競争と飛躍的に拡大した表現の自由をめぐるお祭り騒ぎ」を，次のようにシニカルに描きだす。

「多少の批判的センスを持った現場の政治集団は，広範な貧困，社会的，文化的カオスの到来にいかなる関心も寄せることなく，旧体制と戦い，その後も長期にわたってその亡霊の再来と戦い，第二次大戦後の自由主義的アジェンダを推し進めた。その課題とは，表現の自由，立憲主義，

(123)　Ibid, p. 20.

中絶の権利，ゲイの権利，反人種主義，反教権主義，反民族主義であり，それらは，確かにそれを求めて戦うだけの価値があるものの，場合によってはそれに連携する可能性をもった大衆層を当惑させた。上記の政治集団は，リベラル左翼の『人権』にまつわる言説を，『選択の自由』という新保守主義的レトリックと結びつけ（彼らは，18年後の今もそうしている），私有化は，再配分という武器で武装し，打倒対象として立ち現れる全能の国家と手を切ることであると考え，『依存の文化』については，『社会国家』の主体が，自由を愛し，正しく，自立した市民になることを妨げるイデオロギー上の敵であるとみなした。私は，1990年から1994年までハンガリー国会の議員であったが，我々が共和国の紋章に関する問題（すなわち，聖王冠を記入するか否かの問題。『記入』派が勝利した）に６ヶ月を費やしながら，人口1000万の小国において200万の雇用が霧散している最中に，失業問題について真面目な討論が一切存在しなかったことをよく覚えている。」(124)

このように，タマーシュによれば，現在のハンガリーの政治状況は，つまるところ，民主主義的共和国を背景とする新自由主義体制が破綻した結果であり(125)，その責の一端は，リベラル派ないしは「左翼」に帰せられる。ちなみに，中東欧で，社会的次元の問題が左翼によって等閑視され，その役割が権威主義的で復古的な右翼によって担われた背景には，上記のリベラル派の誤謬に加えて，「旧体制の関係者の公職追放」（浄化）という問題がある。すなわち，公職からの共産主義者の追放が徹底して行われたチェコや東ドイツでは，結果として，ポスト共産主義左翼が野党化し，自ら福祉の後退に対する抵抗の旗を掲げることになったが，その他の国では，か

(124)　G. M. Tamás, Counter-Revolution against a Counter-Revolution : Eastern Europe Today, Socialist Register, vol. 44, 2008, p. 289.

(125)　G. M. Tamás, Hungary without safety nets, Le Mond Diplomatique (English edition), Feburary 2012.

つての共産党員の一部が市場経済志向の改革派，専門家へと転身し，引きつづき支配層にとどまったため，国民の生活防衛の役割は，民族主義者や「キリスト教」政党の手に落ちることになったのである(126)。

このように，中東欧における極右勢力の台頭は，ポスト社会主義諸国のリベラル勢力に特有の事情が作用した結果であった。しかし，左翼勢力の立ち位置に規定される形で，極右翼勢力が台頭するというシナリオ自体は，浄化問題を抱えない国においても，生じえない問題ではないように思われる。例えば，西欧においても，個人的自由を要求する人々の一部が，社会的公正を追求する社会勢力の隊列から分化して，新自由主義に合流し，権利言説がしばしば新自由主義によって回収されることはよく知られている(127)。そうした事態は，非東欧地域においても条件次第では，ハンガリーのようなポピュリスト・バックラッシュを引き起こし，リベラルデモクラシーの権威を損なわせる潜在的要因の一つになりうるのではないだろうか。

第 3 節　新保守主義憲法としての基本法

本章を締めくくるにあたり，FIDESZ 政権の掲げる政策を素材に，基本法の歴史的位相について，確認をしておきたい。FIDESZ は，中欧の右翼に広く共有されたレトリック，すなわち，コスモポリタン，近代主義，世俗主義という点で国際的金融資本も共産主義（者）も，「国際的左翼」，「ユダヤ･ボルシェヴィズムの陰謀」としてひとくくりに敵視する言説を展開し，とりわけ中間層の下位の部分を引きつけることに成功した(128)。他方で，彼らは，ポーランドの「法と公正」政権などと異なり，一見したところ，具体的な政策レベルにおいても，多国籍企業や市場経済の論理に抗おうとする。実際，政権獲得後に FIDESZ が打ち出した種々

(126)　G. M. Tamás (2008), *op. cit*., pp. 289-290.
(127)　ハーヴェイ・前掲注 (18)，62-64, 242-253頁。
(128)　G. M. Tamás (2008), *op. cit*., p.292.

の施策はEU，IMFや多国籍資本を当惑させ，強い批判を招くものであった(129)。このことは，FIDESZ政権が，市場経済の矛盾に彼らなりの方法で向きあっていることを意味するのだろうか。この点は，憲法裁判所の権限に対する制約（国の負債がGDPの半分を超える場合の違憲審査の排除），予算案に対して予算評議会が有する「拒否権」といった基本法で最も注目される諸制度が，どのように機能するのかを占ううえでも重要な意味をもつ。確かに，ハンガリー政府は2011年にIMFに金融支援を要請しつつ，国内では緊縮財政反対のキャンペーンを展開してIMFとの緊張を高めるなど，国際（金融）機関との対立を演出している。しかし，それは，FIDESZ政権の経済政策が総体として，市場経済のもたらす問題に正面から対峙し，克服しようとしていることを意味しない。オルバーン首相が，経済の担い手，民族の中核として期待するのは，もっぱら，強力な中間層，すなわち，主として若い人からなる中間階級，小規模な企業家のエリートであった(130)。これに対して，縮小されつつある社会サービスを中間層と奪い合う貧困者，労働者，元共産主義者，失業者は，多国籍企業，国際機関，金融資本と並ぶFIDESZの敵とされ，政府は，租税・補助金改革など中間層向けの政策の原資を，研究，芸術などの文教予算，公共交通サービス，病院などの医療サービスに対する財源を削減することによって調達した(131)。

このようにFIDESZ政権の施策は，新自由主義という出発点から，さほど遠くない位置に留まっている。前述のタマーシュは，オルバーンの称揚する「労働に基づく社会」は，「福祉国家」の終焉と手を携えた存在であり，オルバーンは「ほとんどの西側の指導者と異なるところはない。オ

(129)　例えば，中央銀行に対する政府の影響力を強化する中央銀行法の制定，民間年金基金の国有化，危機対策の名目による外資系の銀行及び巨大小売業に対する時限立法の特別課税，外貨建て住宅ローンの為替差損の銀行部門への負担転嫁（返済時為替レートの固定）などがある。

(130)　G. M. Tamás (2012), *op. cit*..

(131)　Ibid.

ルバーンは，より開けっぴろげで，より一貫性があるだけだ」と指摘する。FIDESZ は，民族主義に立脚しつつ，家族，教育，性などの領域において道徳規範を強調し，国家による秩序の再建を掲げるが，それも既存の経済秩序を脅かすようなものではない。結局，彼らの施策は，反資本主義ではなく，新保守主義の枠に留まるものである。前章で触れたとおり，ハンガリーの憲法学者の一部は，FIDESZ 政権の「反市場経済」的姿勢を警戒し，基本法の定める上記の諸制度が市場に対する FIDESZ 政権の政治的恣意の道具となることを懸念しているが(132)，むしろ問題なのは，それらがハンガリー的「福祉国家」の解体に援用され，市場と経済の論理にナイーヴに従う可能性の方ではないだろうか。仮に，ハンガリーのように友-敵区別が前面に出る政治文化において，基本法体制がそうした道を進むならば，ハンガリーにおける政治的共同体の統一は一層危ういものとなろう。

5　結びにかえて

ハンガリー国基本法は，体制転換から20年が経った今，近代立憲主義の社会的基礎というこれまでに論じ尽くされた感のある基本問題に我々を立ち戻らせた。それは，21世紀のグローバル化した社会においてなお，民主主義が確保され，国家からの自由と国家による自由とが等しく保障されるという日本国憲法が構想する社会像にこだわることの意味を，我々に想起させる。確かにそうした結論は，あまりにありきたりで陳腐かもしれないし，また，それとは逆に，余りに時代遅れで非常識であるといった批判を招くかもしれない。しかし，ハンガリーが体制転換のなかで，政治における民主化，法治国家化，経済における市場経済化を追求しながら，社会的公正というファクターへのコミットを不足させた結果，近代立憲主義の危

(132)　Andrew Arato and others, *op. cit*., pp. 22-23.

機という高い対価を支払うことになったことの重みを，我々は直視しないわけにはいかない。他方で，こうしたバックラッシュが，回復困難なほど高くつくわけではないという点にも配慮しておく必要があるだろう。アンドリュー・アレイトは，基本法は体制のアイデンティティを完全に転換させる新憲法だと喧伝されてはいるが，所詮は奇怪に組み立てられた修正案のパッケージにすぎず，基本法は，「腰抜け革命」（“chicken shit revolutionary”）憲法にすぎないと述べて，「投票箱革命」を皮肉っている。その際にアレイトが注目したのは，FIDESZがその有効性を否定する89年憲法体制と基本法体制とが完全な連続性を維持し，憲法の大きなフレームワークも解体されていないという点であった(133)。確かに，基本法には，近代立憲主義の基準に適合する種々の条文に混じって，それとはまったく異質の反立憲主義的規定が置かれているが，同時に，アレイトが指摘するように，以前の憲法の内容が再生不能なほどに解体されているというわけでもない。「反立憲主義的憲法」を覆す余地は，決して排除されていないのである。問題は，ハンガリーに広範に存在する政治そのものへの不信をいかに払拭し，近代立憲主義というプロジェクトへの信頼をいかに取り戻せるかにあるが，その成否は，ハンガリーの政治諸勢力が，体制転換後20年の歴史からいかなる教訓をくみ取るかにかかっていると言えよう。

(133)　A.Arato, Orbán's (Counter-) Revolution of the Voting Booth and How it was Made Possible, Verfassungsblog. de, 16. April 2011.

ハンガリー国基本法(134)(135)

（2011年 4 月25日制定）
監訳　佐藤史人

神よ，ハンガリー人に祝福を。

---

(134)　標記翻訳資料は，2011年 4 月25日に制定され，2012年 1 月 1 日に施行されたハンガリー国基本法の全訳である。翻訳に際しては，ハンガリー語版のテクスト(1)を底本とし，政府及び憲法裁判所のサイトにおいて公表された英語版(2)(3)，政府のサイトにおいて公表された独語版(4)，ドイツにおけるハンガリー法研究者 Küpper の独語版(5)を逐次参照した。

（1） Magyarország Alaptörvénye
[http://www.kormany.hu/download/0/d9/30000/Alapt%C3%B6rv%C3%A9ny.pdf]
（2） The Fundamental Law of Hungary
[http://www.kormany.hu/download/2/ab/30000/Alap_angol.pdf]
（3） The Fundamental Law of Hungary
[http://www.mkab.hu/rules/fundamental-law]
（4） Grundgesetz Ungarns
[http://www.kormany.hu/download/7/81/40000/Grundgesetz Ungarns 2011.pdf]
（5） Ungarns Grundgesetz vom 25. April 2011, Herbert Küpper, Ungarns Verfassung vom 25. April 2011 : Einführung – Übersetzung – Materialien, 2012.

翻訳は，佐藤史人の監修のもと，2011年度及び12年度の早稲田大学法学部主専攻法学演習（ロシア・東中欧法）所属の青山明日香，岡田良亮，峯尾聡太，鳥越なつ美，永森隆太，原千広が行った。

(135)　以下では，「ハンガリー国」（Magyarország）を「ハンガリー」と記載する。

国民の信条宣言

我々，ハンガリー国民は，新たなる千年紀の始まりにおいて，すべてのハンガリー人に対する責任に基づき，ここに以下の通り宣言する。

我々は，我々の聖イシュトヴァーン王が確固たる礎のもとにハンガリー国家を築き，1000年前のキリスト教ヨーロッパの一員となしたことを誇りに思う。

我々は，我々の国の生存，自由及び独立のために戦った我々の祖先を誇りに思う。

我々は，ハンガリー人の優れた知的成果を誇りに思う。

我々は，我らが人民が幾世紀に渡り，一連の闘争においてヨーロッパを守り，我らが人民の才能及び不断の努力によってヨーロッパ共通の価値を豊かにしたことを誇りに思う。

我々は，国民性の維持におけるキリスト教の役割を認識する。我々は，我々の国家の種々の宗教的伝統を尊重する。

我々は，前世紀の激動の中で分断された我々国民の知的及び精神的統一を維持することを誓う。我々とともに生きる諸民族は，ハンガリーの政治的共同体の一部を形成し，国家を構成する。

我々は，我々の遺産，我々の固有の言語，ハンガリーの文化，ハンガリーにおける諸民族の言語及び文化，並びに，カルパート盆地の人為及び自然の諸価値を促進し，保護することに努める。我々は，我々の子孫に責任を負い，物質的，知的，自然的資源を慎重に利用することにより，未来の世代の生活条件を保護する。

我々は，我々の国民文化が統一されたヨーロッパの多様性に豊かに貢献していることを確信する。

我々は，他の国民の自由及び文化を尊重し，世界中のあらゆる国民と協調するよう努める。

我々は，人間の存在が，人間の尊厳に基づくと考える。

我々は，個人の自由が，他者との協調においてのみ展開されると考える。

我々は，我々の共同生活の最も重要な枠組みが家族及び国民であり，我々の結束した基本的価値観が，忠誠，信仰及び愛であると考える。

我々は，共同体の強さ及び個人の名誉が，労働及び人間の知性の成果に基づくと考える。

我々は，弱き者及び貧しき者を助ける一般的義務を負うと考える。

我々は，善き生，安全，秩序，正義及び自由を達成することが，市民及び国家の共通の目的であると考える。

我々は，国家がその市民に奉仕し，偏見又は濫用なく，公平に市民の問題を治める場合においてのみ，民主主義が可能であると考える。

我々は，我々の歴史的憲法並びにハンガリー国家の憲法的継続性及び国民の統一を具現化する聖王冠を称える。

我々は，他国の占領による我々の歴史的憲法の停止を認めない。我々は，国家社会主義及び共産主義の独裁下においてハンガリー国民及びその市民に対して行われた非人道的犯罪に対する時効を否定する。

我々は，1949年の共産主義憲法を，それが専制的支配の基礎であったが故に認めず，よって，その無効を宣言する。

我々は，我々の今日の自由が，1956年革命により生じたことをその最初の決定において宣言した，最初の自由な国会の議員に賛同する。

我々は，1944年 3 月19日に失われた我々の国の自己決定が，最初の自由な選挙による人民の代表が形成された1990年 5 月 2 日に復活したことを記す。我々は，この日を我々の国の新たな民主主義及び憲法秩序の始まりとみなす。

我々は，道徳的腐敗に導いた20世紀の数十年を経て，精神的及び知的革新が絶対に必要であると考える。

我々は，共同して形作られる未来及び若い世代の参加を信頼する。我々は，我々の子孫が，その才能，忍耐及び精神的強靱さにより，ハンガリーを再び偉大なものとすることを確信する。

我々の基本法は，我々の法的秩序の基礎，すなわち，過去，現在及び未来のハンガリー人の契約である。それは，国民の意思及び我々の望む生活の形態の表れとしての生ける枠組みである。

我々，ハンガリー市民は，国民の共通の努力の上に，我々の国の秩序を建設する用意がある。

基本条項

第 A 条

我々の国号は，ハンガリーである。

第B条

① ハンガリーは，独立かつ民主的な法治国家である。

② ハンガリーの国家形態は，共和制である。

③ 公権力の源泉は，人民である。

④ 人民は，選挙された代表を通じて権力を行使し，又，例外的には直接に権力を行使する。

第C条

① ハンガリー国家の作用は，権力分立の原理に基づく。

② 何人の活動も，権力の強制的な獲得，行使，又は占有を指向してはならない。何人も，法律上の手段に従い，右の企てに抵抗する権利を有し，義務を負う。

③ 国家は，基本法及び法令を施行するために強制力を用いる排他的な権利を有する。

第D条

ハンガリーは，統一的ハンガリー国民の結束を考慮し，国外に居住するハンガリー人の運命に責任を負い，その共同体の存続及び発展を促し，ハンガリー人としてのアイデンティティを維持する努力，個人的及び集団的権利の実現，自治組織の設立及びその祖国における繁栄を支援し，相互の，及び，ハンガリーとの協力を促進する。

第E条

① ハンガリーは，ヨーロッパ諸国の自由，繁栄及び安全の拡充のために，ヨーロッパの統一の構築に寄与する。

② ハンガリーは，加盟国として欧州連合に参加するために，設立条約に由来する権利の行使及び義務の履行に必要とされる限りで，他の加盟諸国とともに欧州連合の組織を通じ，国際条約に基づき，基本法に由来するその権能の一部を行使する。

③ 欧州連合法は，前項の定める条件に従い，法規を定める。

④ 第2項の定める国際条約上の拘束力を認めるには，国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第F条

① ハンガリーの首都は，ブダペストである。

② ハンガリーの領土は，県，市及び基礎自治体により構成される。市には，

行政区を置くことができる。

第 G 条

① ハンガリー市民の子は，出生によりハンガリー市民となる。出生による国籍取得のその他の場合又はハンガリー国籍の出生後の取得は，重点法によって定める。

② ハンガリーは，自国民を保護する。

③ 何人も，出生により認められたハンガリー国籍又は法律で定められた方法により取得されたハンガリー国籍を剝奪されない。

④ 国籍に関する細則は，重点法によって定める。

第 H 条

① ハンガリーにおける公用語は，ハンガリー語である。

② ハンガリーは，ハンガリー語を保護する。

③ ハンガリーは，ハンガリー手話をハンガリー文化の一部として保護する。

第 I 条

① ハンガリーの国章は，垂直に分けられた底部が尖った盾である。左部は，八つの水平な赤及び銀の直線で構成される。右部は，赤地を有し，中央の丘の上に金の王冠を戴く 3 つの緑の丘を土台として描き，王冠の中央より発する銀の二本十字を描く。聖王冠が，盾の上に置かれる。

② ハンガリーの国旗は，上から順に，強さ，忠誠，希望を象徴するところの，赤，白，緑の同等な幅の 3 つの水平な帯からなる。

③ ハンガリー国歌は，キョルチェイ・フェレンツ作詞の「讃称」で，作曲はエルケル・フェレンツである。

④　国章及び国旗は，他の歴史的な形式においても用いられる。国章，国旗及び栄典の使用に関する細則は，重点法によって定める。

第J条

①　ハンガリーの国民的祝日は，次のとおりである。

ａ）３月15日，1848年から49年の革命及び自由のための闘争の記念日

ｂ）８月20日，建国及び建国者聖イシュトヴァーン王の記念日

ｃ）10月23日，1956年革命及び自由のための闘争の記念日

②　国家の日は，８月20日である。

第K条

ハンガリーの通貨は，フォリントである。

第L条

①　ハンガリーは，自由意思の決定に基づいて成立した男女間の生活共同体としての婚姻の制度及び国民の生存の基礎としての家族を保護する。

②　ハンガリーは，出産を奨励する。

③　家族の保護は，重点法によって定める。

第M条

①　ハンガリーの経済は，価値を創造する労働及び企業の自由に基づく。

②　ハンガリーは，公正な経済競争のための条件を保障する。ハンガリーは，支配的地位の濫用に対して行動し，消費者の権利を保護する。

第N条

①　ハンガリーは，均衡が保たれ，透明で，持続可能な予算管理の原則を実現する。

②　国会及び政府は，前項の定める原則の実現に主たる責任を負う。

③　憲法裁判所，裁判所，地方自治体及びその他の国家機関は，その職務を行う際に，第１項の定める原則を尊重する義務を負う。

第O条

何人も，自身に責任を負い，その能力及び可能性の及ぶ限りで，国家及び共同体の職務の遂行に貢献する義務を負う。

第P条

天然資源，特に，農業用地，森林及び飲料水の供給源，生物多様性（特に固有の動植物）並びに文化遺産は，国民共通の財産の一部を形成し，国家及びすべての者は，未来の世代のためにそれらを保護，維持及び保存する義務を負う。

第 Q 条

① ハンガリーは，平和及び安全を創出及び維持し，持続可能な人間性の発展を達成するために，世界のすべての国民及び国家と協調するよう努める。

② ハンガリーは，国際法で要請された義務を果たすため，国際法とハンガリー法との調和を確保する。

③ ハンガリーは，一般に承認された国際法の規則を受容する。国際法のその他の法源は，法令において公布することにより，ハンガリーの法体系の一部となる。

第 R 条

① 基本法は，ハンガリーの法制度の基礎である。

② 基本法及び法令は，すべての者を拘束する。

③ 基本法の条文は，その目的，国民の信条宣言及び我々の歴史的憲法の達成物に基づいて解釈される。

第 S 条

① 新基本法の制定又は本基本法の改正の提案は，共和国大統領，政府，国会の委員会又は国会議員によって，提出することができる。

② 新基本法の制定又は本基本法の改正には，すべての国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。

③ 国会議長は，基本法又は改正された基本法に署名し，共和国大統領に送付する。共和国大統領は，基本法又は改正された基本法に署名し，受理後5日以内に公報における公布を命じるものとする。

④ 基本法の改正を公布する際に，標題，改正の通し番号，公布日を記載する。

第 T 条

① 法規は，基本法の定める立法権限を有する機関によって採択され，公報において公布された法令において定める。重点法は，地方自治体の条例及び特別法秩序において定められる法令の公布について，右とは異なる規則を定めることができる。

② 法令は，法律，政令，首相命令，省令，ハンガリー国立銀行総裁命令，独立規制機関の長の命令及び地方自治体の条例からなる。法令は，戒厳令時に国防評議会によって定められた命令及び緊急事態において共和国大統領によって定められた命令を含む。

③ 法令は，基本法に違反してはならない。

④　重点法は，その制定及び改正に，出席する国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする法律である。

自由及び責任

第 I 条

①　不可侵かつ不可譲の人間の基本的権利は，尊重されなければならない。その保護は，国家の最も重要な義務である。

②　ハンガリーは，人間の個人的及び集団的な基本的権利を承認する。

③　基本的権利及び義務に関する規則は，法律によって定める。基本的権利は，他の基本的権利の行使を可能とし，又は憲法的価値を擁護するために，絶対的に必要で，達成されるべき目的に比例し，基本的権利の本質的内容が尊重される場合にのみ，制限される。

④　法人は，その性質上人間のみが適用の対象ではない基本的権利を有し，義務を負う。

第 II 条

人間の尊厳は，侵すことができない。何人も，生命及び人間の尊厳に対する権利を有し，胎児の生命は，受胎の時から保護される。

第III条

①　何人も，拷問，非人道的又は品位を下げるような取扱い若しくは処罰の対象とならず，奴隷とされない。人身売買は，禁止する。

②　十分な情報の提供を受けた自発的同意を欠く，人間に対する医学的及び科学的実験は，禁止する。

③　優生学を目的とする実習，利益を目的とする人体又はその一部の利用及び人間の複製は，禁止する。

第IV条

①　何人も，自由及び人身の安全に対する権利を有する。

②　何人も，法律の定める事由又は法律上の手続によらなければ，その自由を奪われない。仮釈放なき終身刑は，故意の暴力的犯罪にのみ科せられる。

③　逮捕された被疑者は，可能な限り直ちに釈放され，又は裁判官の面前に押送されなければならない。裁判所は，右の者に質問し，速やかに釈放又は勾留について書面による理由を示して決定する義務を負う。

④　十分な理由なく又は違法な取扱いにより自由を制限された者は，賠償を受ける権利を有する。

第Ⅴ条

何人も，法律の定めに従い，その身体若しくは財産に向けられ，又はそれらを直接に脅かす違法な攻撃に対して抵抗する権利を有する。

第Ⅵ条

① 何人も，私生活及び家族生活，住居，人間関係及び名声を保護される権利を有する。

② 何人も，その個人情報の保護に対する権利及び公共の利益に関する情報にアクセスし，伝播する権利を有する。

③ 個人情報の保護に対する権利及び公共の利益に関する情報にアクセスする権利の行使は，重点法によって設置された独立の機関によって監督される。

第Ⅶ条

① 何人も，思想，良心及び信仰の自由に対する権利を有する。この権利は，宗教又はその他の信条を選択し，又は変更する自由及び，何人も宗教的行為，式典又は他の方法において，個人的に，又は他者と共に，公共の場又は私的生活において，その宗教又はその他の信条を宣言し，若しくは宣言せず，実行し又は教授する自由を含む。

② 国家及び教会は，分離して活動する。教会は，自治権を有する。国家は，共同体の目的のために教会と協力する。

③ 教会に関する細則は，重点法によって定める。

第Ⅷ条

① 何人も，平和的に集会する権利を有する。

② 何人も，結社を設立し，参加する権利を有する

③ 政党は，結社の権利に基づき，自由に設立され，活動することができる。政党は，人民の意思の形成及び表明に参加する。政党は，公権力を直接に行使してはならない。

④ 政党の活動及び資金管理に関する細則は，重点法によって定める。

⑤ 労働組合及びその他の利益代表団体は，結社の権利に基づき，自由に設立され，活動することができる。

第Ⅸ条

① 何人も，意見表明の自由に対する権利を有する。

② ハンガリーは，出版の自由及び多様性を認め，保護し，民主的な公論の形成に必要な自由な情報の伝達の条件を保障する。

③ 出版の自由並びにメディアサービス，出版物及び情報通信市場の監督機関

に関する細則は，重点法によって定める。

第 X 条

① ハンガリーは，科学的研究及び芸術的創造の自由，最高水準の知識の習得を可能とするための学習の自由及び法律の定める範囲での教授の自由を保障する。

② 国家は，科学的真理の問題について決定する権利を有さず，科学者のみが，科学的研究を評価する権利を有する。

③ ハンガリーは，ハンガリー科学アカデミー及びハンガリー美術アカデミーの科学的及び芸術的自由を保護する。高等教育機関は，研究及び教授の内容及び方法について自治権を有し，その組織及び資金管理は，法律によって定める。

第 XI 条

① すべてのハンガリー市民は，教育に対する権利を有する。

② ハンガリーは，無償の義務的な初等教育，無償で一般に開かれた中等教育及び何人にもその能力に応じて開かれた高等教育を提供し，並びに，法律の定めに従い教育を受ける者に対し財政的援助を行うことにより，公教育を拡張し，普及させることを通じて，この権利を保障する。

第 XII 条

① 何人も，自由に労働，職業及び企業活動を選択する権利を有する。何人も，その能力及び可能性に応じた労働の遂行により，共同体の繁栄に貢献する義務を負う。

② ハンガリーは，労働が可能でその意欲を持つすべての者が労働することのできる条件を創出するように努める。

第 XIII 条

① 何人も，財産及び相続に対する権利を有する。財産は，社会的責任を伴う。

② 財産は，例外的かつ公共の利益のために，法律の定める事由及び方法において，完全，無条件かつ即自の補償のある場合にのみ，収用される。

第 XIV 条

① ハンガリー市民は，ハンガリー領土から退去させられず，いかなる時も帰国することができる。ハンガリー領土に滞在する外国人は，法律に基づく決定によってのみ退去させられる。集団的退去は，禁止する。

② 何人も，死刑を宣告され，拷問され，又はその他の非人道的取扱い若しく

は処罰の対象となるおそれのある国家へ退去させられず，引き渡されない。

③　ハンガリーは，その人種的若しくは民族的所属，特定の社会的集団への所属又は宗教的若しくは政治的信念のために，母国又は通常の居住国において迫害されているか，迫害される十分なおそれのあるハンガリー国籍を持たない者に対し，その母国又はその他の国が保護を与えない場合に，申請に基づき庇護権を保障する。

第 XV 条

①　何人も，法律の前に平等である。すべての人間は，権利能力を有する。

②　ハンガリーは，あらゆる差別，特に，人種，肌の色，性別，障害，言語，宗教，政治的若しくはその他の意見，民族的若しくは社会的出自，財産，出生又はその他の事情に基づく差別をすることなく，何人にも基本的権利を保障する。

③　女性及び男性は，平等の権利を有する。

④　ハンガリーは，特別の措置を通じて，機会の平等の実現を促進する。

⑤　ハンガリーは，特別の措置を通じて，児童，女性，高齢者及び障害者を保護する。

第 XVI 条

①　すべて児童は，その健全な身体的，精神的及び道徳的発達のために必要とされる保護及び監護に対する権利を有する。

②　親は，子に与えられる教育を選択する権利を有する。

③　親は，未成年の子を世話する義務を負う。この義務は，子に教育を受けさせることを含む。

④　成人した子は，必要な場合にその親を世話する義務を負う。

第 XVII 条

①　労働者及び使用者は，職の保障，国民経済の持続可能性及びその他の共同体の目標を考慮し，協力する。

②　労働者，使用者及びその代表団体は，法律の定めに従い，交渉し，それに基づき労働協約を締結し，その利益を保護するために共同で行動し，又は作業停止をする権利を有する。

③　すべての労働者は，その健康，安全及び尊厳が尊重される労働条件に対する権利を有する。

④　すべての労働者は，毎日及び毎週の休息時間並びに年次有給休暇に対する権利を有する。

第 XVIII 条

① 児童の雇用は，児童の身体的，精神的又は道徳的発達を脅かさない法律の定める場合を除いて，禁止する。

② ハンガリーは，特別の措置により，職場における青年及び親を保護する。

第 XIX 条

① ハンガリーは，すべての市民に対する社会保障の提供に努める。すべてのハンガリー市民は，母性，疾病，障害，配偶者の喪失，孤児及び自身の責任によらない失業について，法律の定める補助に対する権利を有する。

② ハンガリーは，社会制度及び社会的措置の体系により，前項の定める者及びその他の支援を必要とする者に社会保障を実現する。

③ 法律により社会的措置の種類及び範囲を定める際に，社会的措置を要求する者に対して，共同体に有益な活動への参加を求めることができる。

④ ハンガリーは，社会的連帯に基づく単一の国家年金制度を維持し，自発的に設立された社会制度の活動を可能にすることにより，高齢者の生計の保証を促す。国家年金の受給資格は，女性の特別の保護についての要請をも考慮し，法律でこれを定める。

第 XX 条

① 何人も，身体的及び精神的健康に対する権利を有する。

② ハンガリーは，遺伝子組換え生物から自由な農業，健康な食料及び飲料水へのアクセスの保証，労働保護及び健康管理の組織化，スポーツ及び規則的な運動の援助並びに環境保護の保証を通じて，前項に定められた権利の行使を促す。

第 XXI 条

① ハンガリーは，何人にも健康な環境に対する権利を認め，実現する。

② 環境に損害をもたらした者は，法律の定めにより，それを回復し，又は回復のための費用を負担する義務を負う。

③ 汚染廃棄物を廃棄目的でハンガリーに持ち込むことを，禁止する。

第 XXII 条

ハンガリーは，何人にも相当の住宅を提供し，公共サービスを利用できるよう努める。

第 XXIII 条

① すべての成年のハンガリー市民は，国会議員選挙，地方自治体の議員選挙及び首長選挙並びに欧州議会議員選挙において，選挙権及び被選挙権を有す

る。

② ハンガリーに居住するその他の欧州連合加盟国の成年の市民はすべて，地方自治体の議員選挙及び首長選挙並びに欧州議会議員選挙において，選挙権及び被選挙権を有する。

③ 難民，移民又は定住者として認定された成人はすべて，地方自治体の議員選挙及び首長選挙において，選挙権を有する。

④ 重点法は，選挙権又はそれが関連する事項全体についてハンガリーへの居住を条件として定め，被選挙権については，さらなる追加条件を定めることができる。

⑤ 選挙人は，その居住地又は住所の登録された地方の地方自治体の議員選挙及び首長選挙において選挙することができる。選挙人は，その居住地又は住所の登録された地方において投票権を行使することができる。

⑥ 罪を犯し，又は判断能力が不十分であるために裁判所により選挙権を剝奪された者は，選挙権を行使しえない。ハンガリーに居住するその他の欧州連合加盟国の市民は，その母国において，法令，裁判所又はその他の公的決定により選挙権を行使しえないときには，被選挙権を有しない。

⑦ 国会議員選挙において選挙権を有する者はすべて，国民投票に参加する権利を有する。地方議員選挙及び市長選挙において選挙権を有する者はすべて，住民投票に参加する権利を有する。

⑧ すべてのハンガリー市民は，その能力，資格及び専門的知識に基づき公務に就任する権利を有する。政党の構成員又はその役職者が就任できない公務は，法律によって定める。

第 XXIV 条

① 何人も，公平，公正に，合理的な期間内に，自らの問題を官公署によって処理される権利を有する。官公署は，法律の定めに従い，その決定に根拠を付す義務を負う。

② 何人も，官公署が職務を遂行する際に生じた違法な損害に対し，法律の定めに従い賠償を受ける権利を有する。

第 XXV 条

何人も，公権力を行使するあらゆる機関に対し，個人又は共同で書面による申請，不服申立て又は提案を提出する権利を有する。

第 XXVI 条

国家は，その活動の効率性及び公共サービスの水準を高め，公務の透明性

を向上させ，機会の平等を促進するために，最新の技術的革新及び科学的成果を利用することに努める。

第 XXVII 条

① 合法的にハンガリー領土に滞在する者はすべて，自由な移動及び居所の自由な選択に対する権利を有する。

② すべてのハンガリー市民は，外国に滞在中にハンガリーの保護を受ける権利を有する。

第 XXVIII 条

① 何人も，自らに対する起訴又は訴訟における権利及び義務が，法律によって設置された独立で公平な裁判所により，公正かつ公開の審理において合理的な期間内に裁判される権利を有する。

② 何人も，その刑事責任が有効な判決により確定しない限り，有罪とはみなされない。

③ 刑事訴追された者は，手続のすべての段階において弁護される権利を有する。弁護人は，弁護の際に表明した自らの意見について，法的責任を問われない。

④ 何人も，ハンガリーの法律に基づき，又は，国際条約若しくはヨーロッパ連合の法令を根拠とするその他の国家の法に基づき，それがなされた時に犯罪でなかった行為について，有罪とされず，罰せられない。

⑤ 前項は，それがなされた時に国際法の一般的に認められた規則により犯罪であった行為について，刑事訴追し，又は有罪判決を言渡すことを妨げない。

⑥ 何人も，法律の定める例外的な法的救済手段に関係する場合を除き，ハンガリーにおいて，又は，国際条約若しくはヨーロッパ連合の法令に定めのある場合にはその他の国家において，法律によりすでに無罪又は有罪の確定判決を言渡された行為について，刑事訴追をされず，有罪判決を言渡されない。

⑦ 何人も，その権利又は法律上の利益を侵害する裁判所，官公署又はその他の公的決定について法的救済を求める権利を有する。

第 XXIX 条

① ハンガリーに居住する民族は，国家の構成要素である。いかなる民族に所属するハンガリー市民もすべて，そのアイデンティティを自由に受け入れ，保持する権利を有する。ハンガリーに居住する民族は，母語を使用する権

利，個人的又は集団的にその言語において名前を使用する権利，その文化を育てる権利及び母語による教育に対する権利を有する。

② ハンガリーに居住する民族は，地域的及び全国的な自治団体を設立する権利を有する。

③ ハンガリーに居住する民族の権利に関する細則並びにその地域的及び全国的自治団体の選挙に関する規則は，重点法によって定める。

第 XXX 条

① 何人も，その能力又は経済への参加に応じて，共通の需要を充たすために貢献する。

② 共通の需要を充たすための貢献の程度は，子を養育する者の場合は，子の養育費を考慮して定めるものとする。

第 XXXI 条

① すべてのハンガリー市民は，国土を防衛する義務を負う。

② ハンガリーは，志願制の国土防衛の予備役制度を保持する。

③ 戒厳令が布告されたとき，又は国会の決定により予防的防衛状態が宣言されたとき，ハンガリーに居住する成年の男性ハンガリー市民は，軍務を遂行する。武装の業務が軍務遂行の義務を負う者の良心と一致しないとき，その者は，非武装の業務を遂行する。軍務に関する形態及びその細則は，重点法によって定める。

④ 戒厳令が布告されているとき，ハンガリーに居住する成年のハンガリー市民に対し，重点法の定めに従い，国土防衛のために労働するよう命じることができる。

⑤ ハンガリーに居住する成年のハンガリー市民に対し，重点法の定めに従い，国土防衛及び災害対策のために，市民的保護活動を命じることができる。

⑥ 何人に対しても，重点法の定めに従い，国土防衛及び災害対策のために，経済的及び物質的サービスを提供するよう義務づけることができる。

国家

国会

第 1 条

① ハンガリーの最高の国民代表機関は，国会である。

② 国会は，次のことを行う。

ａ）ハンガリー国基本法を定め，改正する。
ｂ）法律を定める。
ｃ）国家予算を定め，その執行を承認する。
ｄ）その職務及び権限の範囲で国際条約の効力の承認について授験する。
ｅ）共和国大統領，憲法裁判所裁判官及びその長官，クーリア長官，検事総長，基本的権利オンブズマン及びその補佐官並びに国家会計検査院長を選出する。
ｆ）首相を選出し，政府に関する信任問題について決定する。
ｇ）基本法に抵触する代表機関を解散する。
ｈ）戦争状態の宣言及び講和の締結を決定する。
ｉ）特別法秩序及び軍事活動の参加について決定する。
ｊ）一般恩赦を行う。
ｋ）基本法及びその他の法律の定めに従い，その他の職務及び権限を行使する。

第2条

① 国会議員は，普通かつ平等の選挙権に基づき，選挙人の自由な意思の表明が保障された選挙において，重点法の定めに従い，選挙人の直接かつ秘密の投票によって選挙される。
② ハンガリーに居住する民族は，重点法の定めに従い国会の活動に参加する。
③ 国会議員の総選挙は，国会の自律的解散又は解散に従って行われる選挙を除いて，前国会の選挙から4年後の4月又は5月に行われる。

第3条

① 国会の任期は，最初の会議とともに始まり，次の国会の最初の会議によって終了する。最初の会議は，共和国大統領により，選挙後30日以内に開かれる。
② 国会は，解散を決定することができる。
③ 共和国大統領は，次の場合に国会を解散し，同時に選挙を告示することができる。
ａ）政府の任期が終了し，国会が，共和国大統領によって提案された首相候補者を最初の指名から40日以内に選出できない場合。
ｂ）国会が，国家予算を，その年の3月31日までに採択できない場合。
④ 共和国大統領は，国会を解散する前に，首相，国会議長及び院内会派の代

表にその意見を求めなければならない。

⑤　共和国大統領は，国会が首相を選出するまで，第 3 項 a 号の定める権限を行使する。共和国大統領は，国会が国家予算を採択するまで，第 3 項 b 号の定める権限を行使する。

⑥　新国会は，前国会の自律的解散又は解散の後90日以内に選出される。

第 4 条

①　国会議員は，平等な権利及び義務を有し，公共の利益のために活動し，そのことについて命令されない。

②　国会議員は，不可侵特権及びその独立を保証する報酬を享受する。重点法は，国会議員が就任できない公職を定め，兼職禁止に関するその他の場合について定める。

③　国会議員の任期は，次の事由により終了する。

ａ）国会の任期の満了

ｂ）国会議員の死亡

ｃ）兼職禁止抵触の宣言

ｄ）辞任

ｅ）選挙資格の喪失

ｆ）１年以上の国会の活動への不参加

④　国会は，出席する議員の 3 分の 2 の多数により，選挙資格の喪失の宣言，兼職禁止抵触の宣言及び 1 年間国会の活動に参加していない議員の確認について決定する。

⑤　国会議員の法的地位及び報酬に関する細則は，重点法によって定める。

第 5 条

①　国会の会議は，公開される。国会は，政府又は議員の提案に基づき，議員の 3 分の 2 の多数の議決によって，秘密会を開くことができる。

②　国会は，議員から国会議長，副議長及び書記を選出する。

③　国会は，国会議員により構成される常任委員会を設置する。

④　国会議員は，議院規則に従い，その活動を調整するために院内会派を設立することができる。

⑤　国会は，議員の過半数の出席で，定足数を満たす。

⑥　国会は，基本法に定めのない場合，出席する議員の過半数により議決する。議院規則により個別の決定に，特別多数による議決を要求することができる。

⑦　国会は，出席する議員の3分の2の多数で定められた議院規則によって，その活動の規則及び審議手続きを定める。

⑧　国会の常会の規則は，重点法によって定める。

第6条

①　共和国大統領，政府，国会の委員会，及び国会議員は，法案を提出することができる。

②　国会は，法案の提出者，政府，又は国会議長によりその法案に対する採決の前に提出された提案に基づいて，基本法との適合性を審査するため，採択された法律を憲法裁判所に送付することができる。国会は，その法案に対する採決の後，右の提案について決定する。国会議長は，右の提案が採択されたとき，基本法との適合性を審査するため，採択された法律を直ちに憲法裁判所に送付する。

③　国会議長は，採択された法律に署名し，5日以内に共和国大統領に送付する。共和国大統領は，受理した法律に署名し，5日以内に公布する。国会が，前項に従い，基本法との適合性を審査するため，憲法裁判所に法律を送付する場合，国会議長は，憲法裁判所が基本法への違反を認めなかったときに限って，その法律に署名し，共和国大統領に送付することができる。

④　共和国大統領が法律又はその条文の基本法への違反を認め，第2項の審査が行われないとき，共和国大統領は，基本法との適合性を審査するため，その法律を憲法裁判所に送付する。

⑤　共和国大統領が法律又はその条文に同意せず，前項の権限を行使しないとき，共和国大統領は，署名に先立ち，再審議を求め，その見解と共に国会にその法律を返付することができる。国会は，その法律を改めて審議し，その採択について再び決定する。国会の決定に従って審査を行い，憲法裁判所が基本法違反を認めないときにも，共和国大統領はこの権限を行使することができる。

⑥　憲法裁判所は，第2項又は第4項に従い，受理から30日以内に申立てについて判断する。憲法裁判所が基本法の違反を認めたとき，国会は，その法律から右の違反を取り除くために改めて審議を行う。

⑦　憲法裁判所が共和国大統領の決定に従って審査をし，基本法違反を認めないとき，共和国大統領は，直ちにその法律に署名し，公布する。

⑧　第6項に基づき国会によって審議され採択された法律の基本法との適合性に関する審査は，第2項及び第4項に従い憲法裁判所に対して改めてこれを

申立てることができる。憲法裁判所は，受理から10日以内に再申立てについて判断する。

⑨　国会が，共和国大統領の異議に従い返付された法律を修正するとき，第 2 項及び第 4 項に基づく基本法との適合性の審査は，修正された条項についてのみ，又は，基本法の定める法律制定手続き上の要件との抵触についてのみ，これを行うことができる。国会が共和国大統領の異議に基づき返付された法律を修正せずに採択するとき，共和国大統領は，基本法の定める立法手続上の要件との抵触ついて，基本法との適合性の審査を申立てることができる。

第 7 条

①　国会議員は，基本的権利オンブズマン，国家会計検査院長，検事総長及びハンガリー国立銀行総裁にその権限の範囲の任意の事項について質問することができる。

②　国会議員は，政府及び政府構成員にその権限の範囲の任意の事項について説明を要求し，質問することができる。

③　国会の委員会の監督活動及び委員会への出頭義務は，重点法によって定める。

国民投票

第 8 条

①　国会は，20万人以上の選挙人による提案に基づき，国民投票を告示する。国会は，共和国大統領，政府又は10万人以上の選挙人による提案に基づき，国民投票を告示することができる。国会は，有効かつ確定した国民投票による決定に拘束される。

②　国民投票は，国会の職務及びその権限の範囲内の問題を対象とすることができる。

③　国民投票は，次のことを対象とすることができない。

ａ）基本法の改正を目的とする問題

ｂ）国家予算及びその実施，国税，年金又は健康保険の保険料，関税，並びに地方税の一般的条件に関する法律の内容

ｃ）国会議員選挙，地方自治体の議員選挙及び首長選挙並びに欧州議会議員選挙に関する法律の内容

ｄ）国際条約により生じた義務

e）国会の権限の範囲内での人事及び組織の設置に関する問題
f）国会の自律的解散
g）代表機関の解散
h）戦争状態，戒厳令及び緊急事態の宣言並びに予防的防衛状態の宣言及び延長
i）軍事活動への参加に関する問題
j）一般恩赦の実施

④　国民投票は，全有権者の過半数の投票によって有効となり，有効票を投じた全投票者の過半数による同一の回答をもって確定する。

共和国大統領

第 9 条

①　ハンガリーの国家元首は，共和国大統領であり，国民の統一を体現し，国家組織の民主的運営を保護する。
②　共和国大統領は，ハンガリー国防軍の最高司令官である。
③　共和国大統領は，次のことを行う。
a）ハンガリーを代表する。
b）国会の会議に出席し，発言する。
c）法案を提出する。
d）国民投票を発議する。
e）国会議員選挙，地方自治体の議員選挙及び首長選挙，欧州議会議員選挙並びに国民投票の期日を決定する。
f）特別法秩序について決定する。
g）国会を招集する。
h）国会を解散する。
i）採択された法案を，基本法適合性の審査のために憲法裁判所へ送付し，又は，再審議のために国会へ返付する。
j）首相，クーリア長官，検事総長及び基本的権利オンブズマンを提案する。
k）職業裁判官及び予算評議会議長を任命する。
l）ハンガリー科学アカデミー総裁の任命を承認する。
m）大統領府の組織を形成する。

④　共和国大統領は，次のことを行う。

ａ）国会の授権に基づき国際条約の効力を承認する。
ｂ）大使及び公使を派遣及び接受する。
ｃ）大臣，ハンガリー国立銀行総裁及び副総裁，独立規制機関の長並びに大学教授を任命する。
ｄ）大学総長を任命する。
ｅ）将官を任命し，昇進させる。
ｆ）法律で定められた栄典，賞及び称号を授与し，他国の栄典の使用を認める。
ｇ）個別恩赦を行う。
ｈ）その職務及び権限の範囲で地方行政における事項について決定する。
ｉ）国籍の得失に関する事項について決定する。
ｊ）法律に基づく大統領の権限に属するあらゆる事項について決定する。

⑤　前項に基づく共和国大統領のすべての措置及び決定は，政府構成員の副署を必要とする。法律は，共和国大統領の法律上の権限の範囲で，副署を必要としない決定について定めることができる。

⑥　共和国大統領は，法令の定める条件が欠けるとき，又は，大統領が十分な理由に基づいて，その行為がハンガリーの民主的機能を重大な機能不全に陥らせると判断したとき，第 4 項ｂ号乃至ｅ号における義務の履行を拒むことができる。

⑦　共和国大統領は，その行為が基本法の定める価値を侵害するとき，第4項ｆ号に定められた義務の履行を拒むことができる。

第10条

①　共和国大統領は，国会によって 5 年の任期で選出される。

②　35歳以上のすべてのハンガリー市民は，共和国大統領に選出される資格を有する。

③　共和国大統領の再選は，１回限りとする。

第11条

①　共和国大統領は，前大統領の任期終了前30日以上60日以内に，又は，任期終了前の退職の場合，退職後30日以内に選出される。共和国大統領選挙の期日は，国会議長が決定する。国会は，秘密選挙によって共和国大統領を選出する。

②　共和国大統領選挙に先立ち，候補者の提案を行う。提案が有効となるには，国会議員の 5 分の 1 以上の書面の提案を必要とする。提案は，投票前に

国会議長に提出されなければならない。すべての国会議員は，候補者を1人提案することができる。複数の候補者の提案は，無効である。

③　1回目の投票で国会議員の3分の2の多数を得た候補者は，共和国大統領となる。

④　1回目の投票で決定しない場合，2回目の投票を行う。2回目の投票は，1回目の投票において最も多くの票を得た候補者及び次点の候補者に対して行う。1回目の投票で最も多くの票を得た者が複数いる場合は，それらの候補者に対して投票を行う。1回目の投票で次点の候補者が複数いる場合は，最も多くの票を得た候補者及び次点の候補者に対して行う。2回目の投票では，投票者数に関わらず，過半数を得た者が，共和国大統領となる。2回目の投票においても決定しない場合は，再度の提案に基づき，再選挙を行う。

⑤　投票手続きは，最長でも連続した2日以内に完了しなければならない。

⑥　共和国次期大統領は，国会に対して宣誓し，共和国前大統領の任期終了後，又は，任期終了前に退職した場合は選挙結果の公表から8日後に就任する。

第12条

①　共和国大統領は，不可侵である。

②　共和国大統領の職務は，その他のいかなる国家的，社会的，経済的，政治的職務又は委任とも両立しない。共和国大統領は，いかなる有給の職業にも従事してはならず，又，著作権に関する活動を除き，その他のあらゆる活動に基づく報酬も受けてはならない。

③　共和国大統領の任期は，次の事由により終了する。

ａ）任期の満了
ｂ）共和国大統領の死亡
ｃ）90日以上の職務遂行の不能
ｄ）被選挙資格の喪失
ｅ）国会による兼職禁止抵触の宣言
ｆ）辞任
ｇ）共和国大統領の罷免

④　国会は，出席する議員の3分の2の多数により，共和国大統領の90日以上の職務の遂行を妨げる事由，被選挙資格の喪失，又は，兼職規定抵触の宣言について確認する。

⑤　共和国大統領の法的地位及び報酬に関する細則は，重点法によって定め

る。

第13条

① 共和国大統領は，任期終了後にのみ訴追される。

② 共和国大統領が，在職中に故意に基本法若しくは法律に違反したとき，又は，故意による罪を犯したとき，国会議員の 5 分の 1 により大統領の弾劾を発議することができる。

③ 弾劾手続きを行うには，国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。投票は，秘密投票によって行われる。

④ 共和国大統領は，弾劾決議がなされてからその手続きが終了するまでの間，その権限を行使することができない。

⑤ 弾劾手続きは，憲法裁判所によって行われる。

⑥ 憲法裁判所が共和国大統領の公法上の責任を認めたとき，共和国大統領は，罷免される。

第14条

① 国会議長は，共和国大統領が一時的な職務遂行の不能に陥った場合は，その終了までの間，又は，その期間中に大統領の任期が終了した場合は，新大統領の就任までの間，大統領の職務及び権限を行使する。

② 共和国大統領の一時的な職務遂行の不能は，共和国大統領，政府又は国会議員の発議に基づき，国会によって確認される。

③ 大統領職を代行する間，国会議長は，議員としての権利を行使することができない。国会議長の職務は，国会によって指名された国会副議長が遂行する。

政府

第15条

① 政府は，執行権の一般的機関であり，その職務及び権限は，基本法又はその他の法令により，その他の機関の職務及び権限として明文で委任されていないすべての事項を含む。政府は，国会に対して責任を負う。

② 政府は，国家行政の最高の機関であり，法律の定めにより，国家行政機関を設置する。

③ 政府は，その権限の範囲で，法律の授権に基づき，法律によって規制されない任意の事項について命令を定める。

④ 命令は，法律に違反してはならない。

第16条

① 政府の構成員は，首相及び大臣である。

② 首相は，命令において大臣の中から1人又は複数の副首相を指名する。

③ 首相は，共和国大統領の提案に基づき，国会によって選出される。

④ 首相の選出には，国会議員の過半数を必要とする。首相は，選出日をもって就任する。

⑤ 共和国大統領は，次の場合に第3項の定める提案を行う。

ａ）首相の任期が新たに選挙された国会の組織によって終了した場合は，国会の開会時

ｂ）辞任，首相の死亡，兼職禁止抵触の宣言，被選挙資格の喪失，又は，国会が信任投票において首相を信任しないことによって首相の任期が終了した場合は，首相の任期終了から15日以内

⑥ 国会が，前項の定める首相候補者を選出しなかった場合，共和国大統領は，15日以内に新しい候補者を提案する。

⑦ 大臣は，首相の提案に基づき，共和国大統領によって任命される。大臣は，辞令において指定された日に，又は，それが存在しないときは任命された日に，就任する。

⑧ 政府は，大臣の任命によって組織される。

⑨ 政府の構成員は，国会に対して宣誓する。

第17条

① 省の一覧は，法律により定める。

② 無任所大臣は，政府の定める職務を遂行する。

③ 一般的な権限を有する政府の国家行政機関として，中央官庁及び地方官庁を設ける。

④ 法律は，省，大臣又は国家行政機関の名称に関する重点法の規定を修正することができる。

⑤ 官吏の法的地位は，法律によって定める。

第18条

① 首相は，政府の基本方針を決定する。

② 大臣は，その権限の範囲で，政府の基本方針に従い，行政部門及びそれに属する機関に対する自立した指揮権を有し，政府又は首相によって決定された職務を遂行する。

③ 政府構成員は，その権限の範囲で，法律又は政令に基づき，単独で，又

は，その他の大臣と共同で，命令を定める。この命令は，法律，政令又はハンガリー国立銀行総裁の命令に違反してはならない。

④　政府構成員は，その活動について，国会に対し責任を負い，大臣は，首相に対して責任を負う。政府構成員は，国会の会議に出席し，発言することができる。国会及び国会の委員会は，政府構成員に対し，その会議への出席を義務づけることができる。

⑤　政府構成員の法的地位，報酬及び副大臣に関する細則は，法律によって定める。

第19条

国会は，政府の参加のもとで活動する欧州連合の機関の政策決定手続において表明される政府の立場について政府に情報を求め，その議題について国会の見解を表明することができる。政府は，欧州連合の政策決定過程において，国会の見解を考慮する。

第20条

①　政府の任期は，首相の任期の終了時に終了する。

②　首相の任期は，次の事由により終了する。

ａ）新たに選挙された国会が組織されたとき

ｂ）国会による首相不信任の採択に伴う新首相の選出

ｃ）首相の発議に基づく首相の信任投票における不信任の採択

ｄ）辞任

ｅ）首相の死亡

ｆ）国会による兼職禁止抵触の宣言

ｇ）被選挙資格の喪失。

③　大臣の任期は，次の事由により終了する。

ａ）首相の任期の満了

ｂ）辞任

ｃ）罷免

ｄ）大臣の死亡

④　国会は，出席する議員の 3 分の 2 の多数により，被選挙資格の喪失及び兼職禁止抵触の宣言について確認する。

第21条

①　国会議員は，議員の 5 分の 1 以上で，書面により，首相候補者の提案を伴う首相の不信任動議を提出することができる。

② 国会は，不信任動議の議決により，首相に対する不信任を表明し，同時に，不信任動議において提案された者を首相に選出する。国会による右の決定には，議員の過半数を必要とする。

③ 首相は，信任投票を発議することができる。国会は，首相の発議した信任投票において議員の過半数が首相を支持しないことをもって，首相の不信任動議を採択する。

④ 首相は，政府の議案に対する投票が，信任投票となる旨の提案をすることができる。国会は，政府の議案を支持しないことをもって，首相の不信任動議を採択する。

⑤ 国会は，不信任動議の提出又は前2項における首相による発議から3日後に，信任問題について決定する。この決定は，提出から8日以内に行わなければならない。

第22条

① 政府は，その任期の終了から新政府が組織されるまでの間，臨時政府として，その権限を行使する。ただし，国際条約の効力を承認してはならず，特に緊急性が高い場合に，法律による授権に基づき政令を定めることのみができる。

② 辞職又は国会の新たな選出によって，首相の任期が終了したとき，首相は，新首相の選出までの間，臨時の首相として，その権限を行使する。ただし，大臣の罷免又は新大臣の任命を提案することはできず，緊急性が高い場合に，法律による授権に基づき政令を定めることのみができる。

③ 首相の死亡，国会による兼職禁止抵触の宣言，被選挙資格の喪失又は，国会による信任投票における首相の不信任動議の採択によって首相の任期が終了したとき，副首相又は，複数の副首相がいる場合は第一副首相が，前項の制限の範囲で首相の権限を行使する。

④ 首相の任期の終了から，新大臣が任命され，又は，新政府の構成員が一時的に大臣の職務を遂行するよう指名されるまでの間，大臣は，臨時の大臣としてその権限を行使する。ただし，緊急性が高い場合に政令を定めることのみができる。

独立規制機関

第23条

① 国会は，重点法により，執行権に属する特定の事務及び特定の権限を行使

させるために，独立規制機関を設置することができる。

② 独立規制機関の長は，首相により，又は首相の提案に基づき共和国大統領により，重点法の定める任期で任命される。独立規制機関の長は，１人又は複数の代理を任命する。

③ 独立規制機関の長は，年次報告書を国会に提出する。

④ 独立規制機関の長は，法律による授権に基づき，重点法の定めるその権限の範囲で，法律，政令，首相命令，省令，ハンガリー国立銀行総裁の命令に違反しない命令を定める。独立規制機関の長は，命令により代理を指名し，命令の制定を代行させることができる。

憲法裁判所

第24条

① 憲法裁判所は，基本法を保護する最高機関である。

② 憲法裁判所は，次のことを行う。

ａ）採択され未公布の法律に対する基本法との適合性を審査する。

ｂ）裁判官の申立てに基づき，個別の事件において適用される法令に対する基本法との適合性を審査する。

ｃ）憲法訴願に基づき，個別の事件において適用された法令に対する基本法との適合性を審査する。

ｄ）憲法訴願に基づき，判決に対する基本法との適合性を審査する。

ｅ）政府，国会議員の4分の1又は基本的権利オンブズマンの申立てに基づき，法令に対する基本法との適合性を審査する。

ｆ）法令に対する国際条約との抵触の有無を審査する。

ｇ）基本法及び重点法によって定められた職務及び権限を行使する。

③ 憲法裁判所は，次のことを行う。

ａ）前項ｂ号，ｃ号及びｅ号の定める憲法裁判所の権限の範囲で，基本法と抵触する法令又はその条文を無効とする。

ｂ）前項ｄ号の定める憲法裁判所の権限の範囲で，基本法と抵触する判決を無効とする。

ｃ）前項ｆ号の定める憲法裁判所の権限の範囲で，国際条約と抵触する法令及びその条文を無効とする。また，憲法裁判所は，重点法の定める法的効果について判断する。

④ 憲法裁判所は，国会議員の３分の２の多数により，12年の任期で選出され

た15名の裁判官によって構成される。国会は，議員の3分の2の多数により，憲法裁判所の裁判官を，裁判官としての任期と同一の任期で，その長官として選出する。憲法裁判所の裁判官は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

⑤　憲法裁判所の権限，組織及び活動に関する細則は，重点法によって定める。

裁判所

第25条

①　裁判所は，裁判を行う。最高裁判機関は，クーリアである。

②　裁判所は，次のことを決定する。

a）刑事事件，民事訴訟，法律の定めるその他の事項

b）行政の決定の適法性

c）条例の，その他の法令との抵触及びその無効

d）地方自治体による法律上の立法義務の不履行に関する確認

③　クーリアは，前項の定める職務に従い，裁判における法の適用について統一性を保障し，裁判所を拘束する決定を下す。

④　司法組織は，多層構造からなる。特別裁判所は，特定の種類の事件，特に行政及び労働紛争に関して設立される。

⑤　裁判官の自治機関は，司法行政に参加する。

⑥　法律は，その他の機関に特定の法的紛争において活動する権限を与える。

⑦　裁判所の組織及び運営並びに裁判官の法的地位及び報酬に関する細則は，重点法によって定める。

第26条

①　裁判官は，独立であり，法律にのみ拘束され，その裁判活動に関して指示を受けない。裁判官は，重点法の定める事由及び手続きによってのみ罷免される。裁判官は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

②　職業裁判官は，重点法の定めに従い，共和国大統領によって任命される。裁判官に任命されうるのは，30歳以上の者である。裁判官は，クーリア長官を除き，一般の退職年齢までその職に就くことができる。

③　クーリア長官は，クーリア裁判官の中から，9年の任期で，共和国大統領の提案に基づき国会によって選出される。クーリア長官の選出には，国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第27条

① 法律により他の定めのある場合を除き，裁判所は，合議体で裁判を行う。

② 非職業裁判官もまた，法律の定める事件において，法律の定める方法で裁判の実施に参加する。

③ 単独裁判官及び裁判長は，職業裁判官でなければならない。法律に定めのある場合，裁判所書記官も前条第 1 項の定める単独裁判官の権限の範囲で活動することができる。

第28条

法の適用にあたり，裁判所は，主としてその目的及び基本法に従って法令の条文を解釈する。基本法及び法令の解釈は，それが常識及び公益と合致する道徳的及び経済的目的に仕えることを前提とする。

検察

第29条

① 検事総長及び検察庁は，司法の参加者として国家の刑罰請求権を実現する。検察庁は，犯罪を訴追し，違法な行為又は不作為に対して行動し，違法行為の予防を促進する。

② 法律の定めにより，検事総長及び検察庁は，次のことを行う。

ａ）捜査に関する権限を行使する。

ｂ）訴訟手続きにおいて公訴を提起する。

ｃ）行刑の適法性を監督する。

ｄ）法律の定めるその他の職務及び権限を行使する。

③ 検事総長は，検察組織を指導及び指揮し，検察官を任命する。検察官は，検事総長を除き，一般の退職年齢までその職に就くことができる。

④ 検事総長は，検察官の中から，9 年の任期で，共和国大統領の提案に基づき国会によって選出される。検事総長の選出には，国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。

⑤ 検事総長は，その活動に関する年次報告書を国会に提出する。

⑥ 検察官は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

⑦ 検察庁の組織及び活動並びに検事総長及び検察官の法的地位及び報酬に関する細則は，重点法によって定める。

基本的権利オンブズマン

第30条

① 基本的権利オンブズマンは，基本的権利を保護し，何人も，その手続を請求することができる。

② 基本的権利オンブズマンは，自らが知りえた基本的権利の濫用について調査し，又は調査させ，その救済のため一般的措置又は個別的措置を提起する。

③ 基本的権利オンブズマン及びその補佐官は，国会議員の3分の2の多数によって6年の任期で選任される。補佐官は，未来の世代の利益及びハンガリーに居住する民族の権利を保護する。基本的権利オンブズマン及びその補佐官は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

④ 基本的権利オンブズマンは，その活動に関する年次報告書を国会に提出する。

⑤ 基本的権利オンブズマン及びその補佐官に関する細則は，法律によって定める。

地方自治体

第31条

① ハンガリーにおいて，地方自治体は，地方の公務を管理し，地方の公権力を行使する。

② 住民投票は，法律の定める地方自治体の職務及び権限に属する事項について実施される。

③ 地方自治体に関する規則は，重点法によって定める。

第32条

① 地方自治体は，地方の公務を管理する際に，法律の定める範囲で次のことを行う。

ａ）条例を定める。

ｂ）決定を採択する。

ｃ）独立してその事務を処理する。

ｄ）組織及び活動に関する規則を定める。

ｅ）地方自治体の財産の所有権を行使する。

ｆ）予算を定め，それに基づき独立して事務を処理する。

g）本来の職務の遂行に支障をきたさない限りで，企業活動のために利用しうる自治体の財産及び財源を用いて，企業活動をすることができる。

h）地方税の種類及び税率を定める。

i）地方自治体のシンボルを作り，栄典及び称号を定める。

j）権限を有する機関に情報を請求し，決定を提案し，意見を表明する。

k）他の地方自治体と自由に提携し，その利益を代表するために団体を設立し，その権限の範囲で他国の地方自治体と協力し，地方自治体の国際的組織に加入することができる。

l）法律の定めるその他の職務及び権限を行使する。

② 地方自治体は，その権限の範囲で活動するとき，法律によりいまだ規制されていないか，又は法律により規制を委任された地域社会関係を規制するために条例を定める。

③ 条例は，その他の法令に違反してはならない。

④ 地方自治体は，条例の公布後ただちに中央官庁又は地方官庁に条例を送付する。中央官庁又は地方官庁は，条例又はその条文が法令に違反すると判断したとき，裁判所にその条例の審査を求めることができる。

⑤ 中央官庁又は地方官庁は，裁判所に，地方自治体による法律の定める立法義務の不履行の確認を求めることができる。右の不履行の確認に関する裁判所の判決によって定められた期日までに，その地方自治体が法律上の義務を履行しないとき，裁判所は，中央官庁又は地方官庁の提案に基づき，右の政府機関の長に対して，不履行の改善に必要な条例を地方自治体に代わって制定するよう命じる。

⑥ 地方自治体の財産は，その職務を遂行するための公共財産である。

第33条

① 地方自治体の職務及び権限は，その代表機関によって行使される。

② 地方代表機関は，首長によって指揮される。県代表機関の議長は，議員の中から，議員としての任期と同一の任期で，県代表機関によって選出される。

③ 地方代表機関は，重点法の定めに従い，委員会を選出し，役職を設ける。

第34条

① 地方自治体及び国家機関は，共同体の目標を実現するため協力する。地方自治体の職務及び権限は，法律によって定めることができる。地方自治体は，職務の遂行及び権限の行使に比例した予算上の援助及びその他の財政上

の援助を受ける資格を有する。

② 地方自治体との提携による職務の遂行は，法律によってこれを命じることができる。

③ 首長及び県代表機関の議長は，その地方自治の職務に加え，法律又は法律の授権に基づく政令に従い，行政上の職務及び権限を例外的に行使することができる。

④ 政府は，中央官庁及び地方官庁を通じて，地方自治体に対する適法性の監督を行う。

⑤ 予算の均衡を維持するために，法律の定める限度での借入れ，又は，地方自治体によるその他の債務の引受けが政府の同意に服する旨を，法律により定めることができる。

第35条

① 地方自治体の議員及び首長は，普通かつ平等の選挙権に基づき，選挙人の自由な意思の表明が保障された選挙において，重点法の定めに従い，選挙人の直接かつ秘密の投票によって選挙される。

② 地方議員及び首長は，重点法の定めにより5年の任期で選出される。

③ 地方代表機関の権限は，地方議員及び首長の通常選挙の日をもって終了する。候補者が欠け，選挙が中止される場合，地方代表機関の権限は，中間選挙の日まで延長される。首長の権限は，新首長が選出される日をもって終了する。

④ 地方代表機関は，重点法の定めに従い，解散することができる。

⑤ 国会は，政府の提案に基づき，憲法裁判所の意見を聴取したのちに，基本法に違反する地方代表機関を解散することができる。

⑥ 首長の権限は，自律的解散及び解散により終了する。

財政

第36条

① 国会は，毎年，国家予算及びその執行に関する法律を定める。政府は，法律の定める期日までに国家予算及びその執行に関する法案を国会に提出する。

② 国家予算及びその執行に関する法案は，同一の構成からなり，透明かつ十分な詳細さをもって国家の収入支出を定めたものでなければならない。

③ 国会は，国家予算法の採択によって，政府に収入及び支出に関する権限を

付与する。

④　国会は，国の負債が GDP の半分を超す国家予算法を定めてはならない。

⑤　国の負債が GDP の半分を超える場合，国会は，GDP に比例した国の負債の削減を定める国家予算法のみを定めることができる。

⑥　前 2 項の規定は，特別法秩序の際に特別法秩序を発動させた事情がもたらす結果を避けるために必要な限りで，又は，国民経済の重大かつ持続的な後退が生じ，国民経済の均衡の回復のために必要な限りで，これを逸脱することができる。

⑦　国会が暦年の始めまでに国家予算法を採択しなかった場合，政府は，法律の定める収入を徴収し，前暦年の国家予算法の定める支出項目の範囲で，当該項目に対し，その期間に比例して支出する権限を有する。

第37条

①　政府は，公的財源の効率的運用及び透明性の保障を通じ，国家予算を合法的，合目的に実現する義務を負う。

②　国家予算の執行の際に，前条第 6 項の定める場合を除き，国の負債が GDP の半分を超える負債または財政義務を負担してはならない。

③　国家予算の執行の際に，国の負債が GDP の半分を超えるとき，前条第 6 項の定める場合を除いて，対 GDP 比の国の負債割合が前年の水準を超える負債または財政義務を負担してはならない。

④　国の負債が GDP の半分を超えるとき，憲法裁判所が，第24条第2項 b 号乃至 e 号の定める権限の範囲で，国家予算及びその執行，国税の種類，公課及び保険料，関税並びに地方税の一般的条件に関する法律の基本法適合性を審査し，無効とすることができるのは，その法律が，生命及び人間の尊厳に対する権利，個人情報の保護に対する権利，思想，信条及び信仰の自由に対する権利，又は，ハンガリー国籍に関する権利を侵害する場合に限られる。憲法裁判所は，法律の公布及び公表に関する基本法の手続的要件が充たされないときには，右の対象に属する法律を　いかなる留保もなく無効にする権限を有する。

⑤　国の負債及び GDP の計算方法並びに前条第 1 項乃至第 3 項の規定の実施に関する規則は，法律によって定める。

第38条

①　国家及び地方自治体の所有物は，国民の財産である。国民の財産の管理及び保護は，公共の利益に役立ち，共同の需要を満たし，天然資源を守り，将

来の世代の需要を考慮することを目的とする。国民の財産の維持，保護及び責任ある管理の条件は，重点法によって定める。

② 国家の排他的所有物及び排他的経済活動の範囲，並びに国民経済にとって戦略的な国民の財産の譲渡に関する制限及び条件は，前項の目的を考慮し，重点法によって定める。

③ 国民の財産は，法律の定める例外を除き，価格の均衡性に関する要件を考慮し，法律の定める目的のためにのみ譲渡される。

④ 国民の財産の譲渡及び利用に関する契約は，透明な所有構造，機構を有し，譲渡され，又は利用に供せられた国民の財産の管理を目的とする透明な活動を行う組織とのみ，締結される。

⑤ 国家又は地方自治体が所有する企業組織は，合法性，合目的性及び経済性の観点から，独立した経営を行う。

第39条

① 国家予算に基づく援助及び契約上の支払いは，透明な所有構造，機構を有し，援助の活用を目的とする透明な活動を行う組織に対してのみ，これを行うことができる。

② 公的財源を取り扱うすべての組織は，その管理を公に報告する義務を負う。公的財源及び国民の財産は，透明性の原則及び腐敗排除の原則に従って管理される。公的財源及び国民の財産に関する情報は，公共の利益を有する情報である。

第40条

公的負担及び年金制度に関する基本的規則は，共同の需要を満たすために必要であると予測される保険料及び高齢者の相応な生活環境の保証のために，重点法によって定める。

第41条

① ハンガリー国立銀行は，ハンガリーの中央銀行である。ハンガリー国立銀行は，重点法の定めに従い，通貨政策に対し責任を負う。

② ハンガリー国立銀行総裁及び副総裁は，6年の任期で，共和国大統領によって任命される。

③ ハンガリー国立銀行総裁は，ハンガリー国立銀行の活動に関する年次報告書を，国会に提出する。

④ ハンガリー国立銀行総裁は，重点法の定める権限の範囲で，法律に抵触することなく，法律上の授権に基づき，命令を定める。ハンガリー国立銀行総

裁は，その命令により副総裁を指名し，命令の制定を代行させることができる。

⑤　ハンガリー国立銀行の組織及び運営の細則は，重点法によって定める。

第42条

金融仲介制度の監督機関に関する規則は，重点法によって定める。

第43条

①　国家会計検査院は，国会の財務・経済監督機関である。国家会計検査院は，法律の定める権限の範囲で，国家予算の執行，国家財政の管理，国家財政からの財源の利用及び国民の財産の管理を検査する。国家会計検査院は，適法性，実効性及び効率性の基準に基づいて検査を実施する。

②　国家会計検査院長は，国会議員の 3 分の 2 の多数により，12年の任期で選出される。

③　国家会計検査院長は，国家会計検査院の活動に関する年次報告書を，国会に提出する。

④　国家会計検査院の組織及び運営の細則は，重点法によって定める。

第44条

①　予算評議会は，国会の立法活動の援助及び国家予算の実現可能性を審査する機関である。

②　予算評議会は，法律に基づき国家予算法の起草に協力する。

③　国家予算法の採択には，第36条第4項及び第5項の規定を遵守するために，予算評議会の事前の同意を必要とする。

④　予算評議会の構成員は，予算評議会議長，ハンガリー国立銀行総裁及び国家会計検査院長である。予算評議会議長は，共和国大統領により，6 年の任期で任命される。

⑤　予算評議会の運営に関する細則は，重点法によって定める。

ハンガリー軍

第45条

①　ハンガリーの軍隊は，ハンガリー国防軍である。ハンガリー国防軍の主たる活動は，ハンガリーの独立，領土的一体性及び国境の防衛，国際条約に基づく共同防衛及び平和維持任務の遂行，並びに，国際法に基づく人道的活動である。

②　国際条約に特段の定めのない限り，国会，共和国大統領，国防評議会，政

府及び所管大臣は，基本法及び重点法に基づき，ハンガリー国防軍を指揮する権限を有する。ハンガリー国防軍の活動は，政府によって指揮される。

③　ハンガリー国防軍は，災害の予防並びにその被害の救済及び除去に務める。

④　ハンガリー国防軍の職業的構成員は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

⑤　ハンガリー国防軍の組織，任務，指揮，管理及び活動に関する細則は，重点法によって定める。

警察及び国家保安機関

第46条

①　警察の主たる任務は，犯罪の予防及び捜査，公共の安全及び秩序並びに国境の秩序の保護である。

②　警察の活動は，政府によって指揮される。

③　国家保安機関の主たる任務は，ハンガリーの独立及び法秩序の保護，並びに，国家の安全に関する利益の実現である。

④　国家保安機関の活動は，政府によって指揮される。

⑤　警察及び国家保安機関の職業的構成員は，政党に所属し，政治活動に従事することができない。

⑥　警察及び国家保安機関の組織及び活動に関する細則，機密活動の手段及び方法の適用に関する規則，並びに，国家の治安活動に関する規則は，重点法によって定める。

軍事活動への参加に関する決定

第47条

①　政府は，ハンガリー国防軍及び外国の軍隊の国境を越えた軍事活動について決定する。

②　国会は，出席する議員の3分の2の多数により，次項の定める場合を除き，ハンガリー国防軍の国外又は国内における投入及び駐留，並びに，ハンガリー国内への，又はハンガリーからの外国の軍隊の投入について決定する。

③　政府は，前項にしたがい，欧州連合及び北大西洋条約機構の決定に基づき，ハンガリー国防軍及び外国の軍隊の投入，並びに，それに関連するその

他の軍事活動について決定する。

④　政府は，前項に基づく決定，又は，平和維持活動若しくは外国の作戦地域における人道的活動へのハンガリー国防軍の参加の承認に関する決定について国会に直ちに報告し，共和国大統領に通知する。

特別法秩序

戒厳令及び緊急事態に関する総則

第48条

①　国会は，次のことを行う。

ａ）戦争状態が宣言され，又は，外国の軍隊による攻撃の急迫の危機（戦争の危機）にある場合に戒厳令を布告し，国防評議会を設置する。

ｂ）憲法秩序の転覆若しくは権力の排他的掌握を目的とする武装行為があった場合，又は，生命及び財産を脅かす重大かつ大規模な暴力的行為が武器を用いてなされた場合に，緊急事態を宣言する。

②　戦争状態の宣言及び講和の締結並びに前項の定める特別法秩序の宣言には，国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。

③　共和国大統領は，国会がその決定を妨げられている場合に，戦争状態を宣言し，戒厳令を布告し，国防評議会を設置し，緊急事態を宣言することができる。

④　国会は，休会中のとき，並びに，その招集が時間的制約又は戦争状態，戒厳令若しくは緊急事態をもたらす障碍によって妨げられたとき，右の決定を妨げられたものとみなされる。

⑤　国会の決定が不可能であるという事実，並びに，戦争状態の宣言，戒厳令の布告又は緊急事態の宣言の正当性は，国会議長，憲法裁判所長官及び首相が全員一致で判断する。

⑥　国会は，招集可能となったとき，その最初の会議において，戦争状態の宣言，戒厳令の布告又は緊急事態の宣言の正当性について審理し，採択された措置の適法性について判断する。右の決定には，議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。

⑦　国会は，戒厳令又は緊急事態のあいだ，自主的又は強制的に解散されない。総選挙は，戒厳令又は緊急事態の間，これを告示し，実施してはならず，右の場合，新国会は，戒厳令又は緊急事態の終了後90日以内に選出されなければならない。国会議員の総選挙がすでに実施され，新政府がまだ組織

されていない場合，共和国大統領は，戒厳令又は緊急事態の終了後30日以内に最初の会議を招集しなければならない。

⑧　国会は，自発的又は強制的に解散された場合，戒厳令のときは国防評議会によって，緊急事態のときは共和国大統領によって，これを招集することができる。

戒厳令

第49条

①　国防評議会の議長は，共和国大統領であり，その構成員は，国会議長，国会に議席を有する院内会派の代表，首相，大臣及び参謀総長である。ただし，参謀総長の権限は評議権に限られる。

②　国防評議会は，次の権限を行使する。

ａ）国会によって移譲された権限

ｂ）共和国大統領の権限

ｃ）政府の権限

③　国防評議会は，次のことについて決定する。

ａ）ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける投入，平和維持活動への参加，外国の戦争地域において実施される人道的活動及び外国における駐留

ｂ）外国の軍隊のハンガリー国内への，又はハンガリーからの投入及びハンガリーにおける駐留

ｃ）重点法の定める非常措置の実施

④　国防評議会は，個別の法律の適用を停止し，法律の規定を逸脱し，その他の非常措置をとるために，命令を定めることができる。

⑤　国防評議会の命令は，国会によりその効力が延長されない限り，戒厳令の終了によって失効する。

緊急事態

第50条

①　ハンガリー国防軍は，緊急事態において警察及び国家保安機関の投入では不十分な場合に，これを投入することができる。

②　共和国大統領は，緊急事態において，国会がその決定を妨げられている場合に，前項に基づきハンガリー国防軍の投入について決定する。

③　共和国大統領は，緊急事態において，重点法の定めに従い非常措置をとるために命令を定めることができる。共和国大統領は，その命令により，個別の法律の適用を停止し，法律の規定を逸脱し，その他の非常措置をとることができる。

④　共和国大統領は，自らがとった非常措置について，国会議長に直ちに通知する。緊急事態において，国会又は国会が召集できない場合には国会の国防委員会は，継続して会議を行う。国会又は国会が召集できない場合には国会の国防委員会は，共和国大統領によってとられた非常措置の適用を停止することができる。

⑤　大統領の命令によってとられた非常措置は，国会又は国会が召集できない場合には国会の国防委員会によりその効力が延長されない限り，30日間有効である。

⑥　共和国大統領の命令は，緊急事態の終了によって失効する。

予防的防衛状態

第51条

①　国会は，外国からの攻撃の危険があるとき，又は，軍事同盟に基づく義務を遂行するために，特定の期間のあいだ，予防的防衛状態を宣言し，同時に，政府に対して重点法の定める非常措置をとる権限を与える。予防的防衛状態の期間は，これを延長することができる。

②　前項の定める特別法秩序の宣言及び延長には，出席する国会議員の 3 分の 2 の多数による議決を必要とする。

③　政府は，予防的防衛状態の宣言を提案したのち，行政，ハンガリー国防軍及び法秩序維持機関の活動に関する法律を逸脱する措置をとることができ，それについて，共和国大統領及び権限を有する国会の常任委員会に通知する。右の措置は，国会が予防的防衛状態について決定するまで有効である。但し，その期間は，60日を超えてはならない。

④　政府は，予防的防衛状態のあいだ，重点法の定めに従い，個別の法律の適用を停止し，法律の規定を逸脱し，その他の非常措置をとるために命令を定めることができる。

⑤　政府の命令は，予防的防衛状態の終了によって失効する。

不測の攻撃

第52条

① 政府は，外国の武装集団のハンガリー領土への不測の侵略に際し，緊急事態の宣言又は戒厳令の布告に関する決定がなされるまでのあいだ，必要な場合は共和国大統領によって承認された国防計画に従い，ハンガリー及び同盟国の防空軍及び空軍によりハンガリーの領土を防御し，生命，財産，公共の秩序及び安全を保護するために，攻撃に比例し，しかるべく準備された軍隊によって直ちに措置をとる義務を負う。

② 政府は，国会及び共和国大統領に対し，前項に基づいてとられた措置について直ちに通知する。

③ 政府は，不測の攻撃に際し，重点法の定めにしたがい，個別の法律の適用を停止し，法律の規定を逸脱し，その他の非常措置をとるために命令を定めることができる。

④ 政府の命令は，不測の攻撃の終了によって失効する。

非常事態

第53条

① 政府は，生命及び財産の安全を脅かす自然災害又は産業事故のとき，並びに，その結果を防止するために，非常事態を宣言し，重点法の定める非常措置をとることができる。

② 政府は，非常事態の際に，重点法の定めにしたがい，個別の法律の適用を停止し，法律の規定を逸脱し，その他の非常措置をとるために命令を定めることができる。

③ 前項に基づく政府の命令は，国会の承認に基づき政府によってその効力が延長されない限り，15日間有効である。

④ 政府の命令は，非常事態の終了によって失効する。

特別法秩序に関する総則

第54条

① 特別法秩序において，基本的権利の行使は，第II条，第III条及び第XXVIII条第2項乃至第6項の定める基本的権利を除いてこれを停止し，又は，第I条第3項の定める措置を超えて制限することができる。

② 特別法秩序において，基本法の適用は停止してはならず，憲法裁判所の活動は制限されてはならない。

③ 特別法秩序は，それを宣言する条件が消滅したときには，特別法秩序を導入する権限を有する機関によって，これを終了させる。

④ 特別法秩序の細則は，重点法によって定める。

末則

1．ハンガリー基本法は，2012年 1 月 1 日に施行される。

2．この基本法は，国会により，1949年法律第20号第19条第 3 項第 3 文及び第24条第 3 項に基づき採択された。

3．この基本法の経過規定は，国会により前号の定める特別手続きに従って採択されるものとする。

4．政府は，基本法の施行のために必要な法案を国会に提出する義務を負う。

我々，2010年 4 月25日に選挙された国会議員は，神及び人に対する我々の責任を自覚し，我々の憲法上の権限を行使して，初のハンガリーの統一的基本法を右の通り定める。

平和，自由及び調和があらんことを。

共和国大統領	国会議長
Pál Schmitt 博士	László Kövé

＊ 本稿校正中の2013年 3 月11日に，ハンガリー国会は基本法改正案を採択した（第 4 次改正）。同改正は，基本法制定後初の大規模改正であり，看過することのできない種々の問題を孕んでいる。その詳細については，他日改めて検討したい。